## 第 百 + 九号 議 案

東 京 都介護保 険財 政 安定 化 基金条例 0) 部 を 改正 する条例

右 0) 議 案 を提 出 す る。

和三年六月 日

者 東 京 都 知事 小 池 百 合

子

提

出

京 都 介護 保 険 財 政 安定化基金条例 の 一 部 を改正 する条例

東 京 都 介 護 保 険 財 政 安定 化基金条例 (平成十二年 東京 都 条例第三十六号) 0) 部を次 0) ように

改正する。

附 則 第 几 項 を附 則 第 八 項とし、 附 則第三 項 0) 次に 次 0) 几 |項を 加える。

**令** 和三年 度から令 和 五年 度までの貸付金の償還方法 の特例

4 令 附 則 第二 条 の 二 第 項の規定により 償 還期限 0) 延長を行った場 一合に お 1 ては、 第六条中 「三で」とあ る 0) は 一六で」

度から令和十一年度まで」と、

「令第十二条第二項に規定する拠

出

金

0)

額

0)

計

5

令

附

則

第二

条

の 二

第二項の規定により償還期限

0)

延長を行った場合におい

ては、

第六条中

「三で」とあ

る

0

は

九

で

計

次

0)

計

画

期

間

と

ある

0)

は

「令和六年

算 0 例 とあ る 0) は 東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

次 0) 計 画 期 間 と ある 0) は 「令和六年 度から令和十四年 度まで」と、 「令第十二条第二項に規定する拠 出 金 0) 額 0

算 0 例 とあ る 0) は 東 京都規則で定める方法」 と読み替えるものとする。

(令和六年 度から令 和 八年 度までの貸付金の償還 方法の特例

6 令 附 則 第二 条 の 三 第 項の規定により償 還期限 0) 延長を行っ た場 る合にお 61 ては、 第六条中 「三で」とあ る 0) は 六で」

次 0) 計 画 期 間 لح ある 0 は 「令和九年度から令和十四年度まで」と、 「令第十二条第二項に規定する拠 出 金 0) 額 の計

算 0) 例 とあ る 0) は 東 京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。

7 令 附 則 第二 条の三 第二 項の規定により償還期限 の延長を行った場合に お i V 7 は、 第六条中 「三で」とあるの は 九 で

第 百 + 九 号 議 案 東京都 介護保険財 政 安定化基金条例 0) 部 を改正する条例

と、 算の例」とあるの 次 の計画期間」とあるのは「令和九年度から令和十七年度まで」と、 は 「東京都規則で定める方法」と読み替えるものとする。 「令第十二条第二項に規定する拠出金の 額の計

附則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令 (令和三年政令第九十七号)の施行による介護保険の国庫負担金の算定等に関す

る政令 (平成十年政令第四百十三号)の改正に伴い、 貸付金の償還方法の特例を設ける必要がある。

\_